

社会保険

Q & A

「教えて城間先生!!」

Vol.27

社会保険にまつわる相談をQ & A形式でお伝えします。

今回は、役員報酬のみを受けている
取締役の労災該当についてです。



事務担当者

Q

私の会社の取締役総務部長が業務上の負傷で右手の骨折をしてしまいました。月給は役員報酬で60万円なのですが、労災の請求をする際の給付基礎日額についてはどのように取り扱われるのでしょうか？

取締役総務部長については役員報酬1本で、役員報酬と給料を区別していませんでした。

しかし、総務部長は営業課長も兼務しており、役員としてだけでなく、労働者としての性格もあります。今回のことを受け便宜上会社と総務部長とで協定書を作り、役員報酬と給料部分とを分けて提出しても良いのでしょうか？

A

その取締役総務部長が労働者としての身分を有するかが問題になります。

労働者とは、職業の種類を問わず、労働基準法の適用を受ける事業に使用され、賃金を支払われる者（労基法9条）のことを指します。当の取締役総務部長に支払われているものは**取締役としての役員報酬**であって賃金ではありません。

ご照会の役員は総務部長ないし兼任の営業課長という職務から、**使用従属の労働関係**にある者と容易に想像できます。このことから労働者として認められて、賃金が決められ、**役員に対する報酬と労働者としての賃金**を区別して支払わなければなりません。しかしあなたの会社の取締役総務部長は役員報酬のみを受けていたことから、自ら労働者扱いをしなかったということになり、労災事故が発生したので労働者扱いをするというのは、違います。

また質問の内容から、事後に協定書を作成することには疑問があります。場合によっては不正受給になることも考えられ、労働基準監督署に判断をゆだねることになることでしょう。

これらのことを踏まえ、会社としては予め役員報酬と賃金を明らかにした協定書を作成しておくのが最善の策と考えられます。

今後の検討として、規模が**中小企業**（常時労働者数が300以下、金融業、保険業、不動産業・小売業の場合は50以下、卸売業・サービス業は100以下）の場合は、労働保険事務組合に加盟すれば、社長以下役員が包括して**労働保険に特別加入**することが出来ます。特別加入すれば今回のような場合に安心できるでしょう。



城間先生

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月：2日（金）・9日（金）・16日（金）・23日（金）・30日（金）

6月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）

毎週金曜日
各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

